

令和8年9月1日(火)～

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます

60

30

生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線などのない道路を指します。法改正により、生活道路の法定速度が30km/hに変更されます。知らずに違反しないよう気をつけましょう。

【問】市民安全課(本庁2階) ☎24-2131



具体的にどんな道路が該当するの？



中央線や中央分離帯などがない道路の法定最高速度が30km/hになります



中央線がない

もしかしたら交通違反になるかもしれません

今回の改正は、道路標識などによらない新たな法定速度を定めることにより、道幅の狭い生活道路の交通安全対策をさらに強化することを目的としています。今まで何気なく通っていた道路が、改正により法定速度が引き下げられることになるかもしれません。

事前に普段の利用している道路が該当するか確認しておきましょう。

詳しくは県警察webサイトをご覧ください。



筑西警察署 交通課

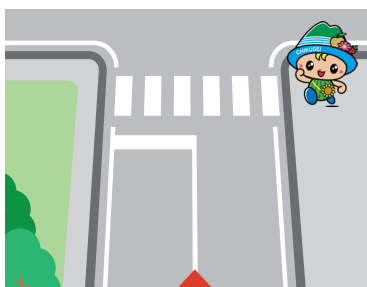


最高速度に変更がない道路は？



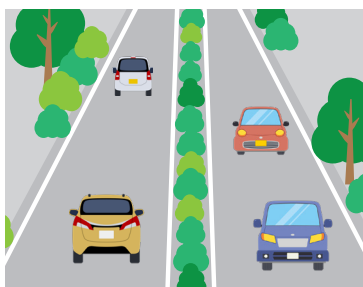
引き続き 60 km/h

中央線や車両通行帯が設けられている一般道路



中央線

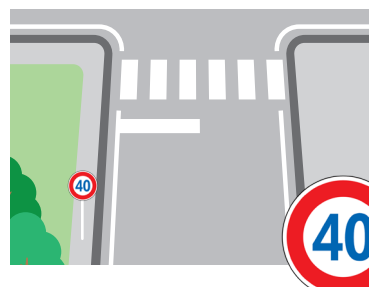
自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路



ラバーポールやワイヤーロープなどで区切られていることもあります。

指定された速度で

従来どおり、道路標識などによる速度の指定がある場合はその速度で走行



中央線がない道路で40km/h速度標識があった場合は、最高速度が40km/h

決められた速度の範囲内でも道路や交通状況、天候や視界などを考えて、安全な速度で走りましょう